（新２号・新３号認定用）

就 労 誓 約 書
（施設等利用給付認定前）

私は、児童の施設等利用給付認定申請にあたり、以下の内容について誓約します。

施設等利用給付認定前の方

児童が施設等利用給付認定を受けましたら、３か月以内に就労（月６４時間以上）し、就労証明書を提出します。

なお、３か月以内に就労せず、就労証明書を提出しない場合には、**施設等利用給付認定を取り消しされても異議はありません。**

※例えば、４月１日認定開始日であれば７月１日時点で就労していなければ、

７月１日以降は認定取り消しとなります。

令和　　年　　月　　日

（宛先）　宝　塚　市　長

氏名

児 童 氏 名	利用中の施設名
（R　　年　　月　　日生）	
（R　　年　　月　　日生）	